

○東京藝術大学授業料免除額と高等教育の修学支援新制度における授業料免除額の差額分免除に関する要項

〔令和2年3月26日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の開始に伴い、授業料の免除額が減少する者に対して、教育の機会均等を図るため、差額分の免除の実施について定めるものとする。

(対象者)

第2条 前条の免除の対象者は、平成31年度以前に入学した学部学生とする。

(申請手続)

第3条 第1条の免除を受けようとする者は、東京藝術大学授業料免除規則第6条に定める手続により、申請するものとする。

(実施方法)

第4条 第1条の免除は、申請年度における本学の授業料免除の家計基準及び学力基準により算出した授業料免除額よりも、新制度の家計基準及び学力基準により算出した授業料免除額が減少する者について、その差額分を免除するものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、授業料免除における差額分免除の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。